

## 第25回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年5月27日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 諸般の報告

### 4. 議 事

（前回提案された事項）

（第24回資料）

(1) 協議第8号－2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)・・・別冊6

(2) 協議第59号 事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目14)・・・別冊1

(3) 協議第60号 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目15)・・・別冊2

(4) 協議第61号 その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて

(協定項目25－27－④)・・・別冊3

(5) 協議第62号 その他事業【契約関係事務】の取扱いについて

(協定項目25－27－⑥)・・・別冊4

(6) 協議第63号 補助金、交付金等の取扱いについて(協定項目18)・・・別冊5

（再協議）

（第25回資料）

(7) 協議第19号－2 地方税の取扱いについて(協定項目10)・・・別冊1

(8) 協議第5号－2 合併の期日について(協定項目2)・・・別冊6

### 5. 次回の協議事項について

（提案説明）

（第25回資料）

(1) 協議第66号 使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目16)・・・別冊2

(2) 協議第67号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて(協定項目24)・・・別冊3

(3) 協議第68号 コミュニティ施策の取扱いについて(協定項目25－21)・・・別冊4

(4) 協議第69号 その他事業【温泉事業】の取扱いについて

(協定項目25－27－⑧)・・・別冊5

### 6. その他

・次回の会議日程等について

### 7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	山口 茂喜委員
福島 英行委員	大庭 勝委員
前田 終止委員	脇元 敬委員
吉村 久則委員	湯前 則子委員
津田和 操委員	新村 俊委員
小原 健彦委員	宮田 揮彦委員
西村 新一郎委員	上村 哲也委員
笹峯 護委員	榎木 ヒサエ委員
東麻生原 勉委員	松山 典男委員
池田 靖委員	徳永 麗子委員
川畑 繁委員	岩崎 薩男委員
徳田 和昭委員	狩集 玲子委員
川東 清昭委員	原田 統之介委員
常盤 信一委員	林 麗子委員
木場 幸一委員	
黒木 更生委員	
迫田 良信委員	
浦野 義仁委員	
稲垣 克己委員	
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久 保明和委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	

会 議 欠 席 者

諏訪 順子委員  
原 京子委員  
石田 與一委員  
永田 龍二委員  
砂田 光則委員  
松永 讓委員  
児玉 實光委員  
八木 幸夫委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は始良中央地区合併協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**25**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして松永委員、原委員、児玉委員、諏訪委員、八木委員、砂田委員、石田委員、永田委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第**25**回目になりますけれども、始良中央地区合併協議会を開催をいたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。前回は申し上げたところでございますが、いよいよ当協議会も実質的な審議の場につきましては本日を含めまして2回ということになります。したがって、いわゆる事前提案につきましては今回が最後ということになろうかと思っております。なお、そういう過程ではございますが、場合によりましては協議事項の修正についてまたご協議をいただく場合もあろうかと思っておりますが、その節はどうかよろしくお願いを申し上げます。なお、今後のスケジュールの中で7月に入りますと地区住民の皆様方への説明会の開催をするということになりますが、その説明会の資料等につきましては現在調整作成中でございますので、6月の**24**日の協議会において皆様方にお示しをしたいということで現在進めているところでございます。なお、皆様ご案内のとおり、去る5月**19**日参議院におきましてこの今国会に提案中でありました合併関連の三法案が成立をいたしましたところでございます。一つには合併特例法の一部改正ということで、平成**17**年3月**31**日までに市町村が議会の議決を経て知事に合併の申請を行った、いわゆる申請まで行ったものにつきましては、平成**18**年3月**31**日までに合併を行ったものについては、現行の特例法を適用するという事で合併期限が1年間延長されるという内容のものでございます。2点目が、この協議会には直接は関係ございませんけれども、新たな合併特例法等に関する法律、新法が制定されましたけれども、これが平成**22**年3月**31**日までの5年間の時限立法であるということ。3点目が、この協議会でもいろいろ協議いただいている過程の中でございましたが、一つは自治法の一部改正で住民自治の強化、そのほか収入役制度あるいは議会の定例会の招集回数と、こういったものの自由化など、そういったものが主な改正という内容になっていたようでございます。本日も多くの協議事項をご提案をあるいは審議をいただくということになってございますが、途中いつものように休憩も挟みながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、始良中央地区合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様の活発なご意見、ご協力をよろしくお願い申し上げます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等について事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局長。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議次第1ページに続きまして2ページの方をご覧いただきたいと思っております。ここに前回の協議会以降開かれまして主な会議等について整理をしておりますので、説明をさせていただきます。5月の**13日**に**第24回**の協議会を開催いたしましてから開催されました分科会、部会等の会議の状況を整理をしておりますが、その中で5月の**18日**に開催をいたされました総務専門部会と分科会、そして公民館連絡協議会長さんの合同会議を開催をいたしております。これにつきましては自治会等の協議の状況につきましてご説明を申し上げた後、館長さん方と意見の交換を行っております。それから、5月の**20日**でございますけれども、**第25回**の幹事会を開催いたしております。これにつきましては、本日提案いたしております協議事項、議事の中の再協議、そして次回の協議事項について提案いたしております案件について整理をいたしております。いわゆる再協議の地方税の取扱いについて、合併の期日について、それから提案説明の4件について、これらを中心とした幹事会での協議を行いました。それから、5月**27日**、本日の協議会というふうになっております。なお、今後の予定につきましては2ページの下の方に整理をしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。それから、少し状況についてのご説明でございますが、電算関係の業務の開発についてでございますけれども、4月の1日に事務局内に電算班を設置をしていただき、そして5月の1日からさらに増員という形で現在1市6町からそれぞれ職員を派遣していただきましてその電算業務の開発に鋭意努めているところでございます。この電算業務開発の中でいわゆる基幹系の業務、特に住民の方々を中心とした業務につきましては、既に2月にそのいわゆる開発業者、ベンダーを決定していただきまして、その後内容を詰めながら、4月にはいわゆる新年度予算の契約を結び、その作業を進めているところでございます。この基幹系業務以外に今後合併に向けて整備をしなければならない電算関係の部分がございまして、内容といたしましては、いわゆる本庁舎と、それから各総合支所を結ぶネットワーク、もちろん庁舎内のネットワークの関係もございまして、それから基幹系以外の中にもい

いわゆる内部情報を整備をする業務が幾つかございます。例えば、財務会計システムでございますとか、人事・給与の業務、それから、いわゆる農家台帳と言われるものですが、農地基本台帳の整備等をするシステム等、このようなものを今後整備していかなければなりません。これにつきましてはそれぞれ**16**年度の予算に、これは各市町含めてでございますけれども、いまだ計上されておられません。これらにつきましてはこの6月の議会でそれぞれ補正予算として各市町でご協議、提案の上、ご協議を願うというそのようなスケジュールになっておりますので、お知らせをしておきたいと思っております。以上、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局から説明がございました。諸般の報告について何かございませんでしょうか。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

ただいま基幹系電算システムの検討、それから今後のLANの問題ですか、今説明がございましたけれども、具体的にですね基幹系電算システムにつきましてはいつ契約なされたのかお伺いたします。それから、本庁からの、本庁及び総合支所間のLANの整備の予算の部分ですが、もうちょっと具体的に詳しく説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

この基幹系の電算システムについての契約の日はいつになっているかということでございますけれども、契約日は、4月の**28**日で契約を締結をさせていただいております。これにつきましてはそれぞれ補助を受ける要件等がございましたので、それらの条件が整った後のできるだけ近い日ということで4月の**28**日を契約日とさせていただいております。それから、ネットワークの関係でございますけれども、現在その内容についていろいろ、想定される業者の方々からいろいろと事前の提案等もいただきながら、内部で今検討を進めているところでございます。そういう状況でございますが、具体的な数字は私どもの方から申し上げるのがどうかというふうに思いますが、いずれまたそれぞれの市、町で、議会の方でその予算が提案されることとなりますので、数字の方についてはそちらの方にお任せいたしたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、いわゆる情報系の電算システムが3本、それからネットワークの、いわゆるその庁舎間を結ぶネットワークの経費、これらのほか、付随する事務的な経費が主なものでございます。今のところ、大変歯切れが悪いといえますか、具体的に申し上げにくいというか、私の方から申し上げるのがどうかと思っておりますけれども、状況としてはそのような業務に関する経費を計上していただくというふうになっております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかに特に質問等がないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。議事の(1)、協議第8号-2、議会議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)を議題といたします。本件につきましては前回の会議で事務局から提案説明を行っておりますが、何か補足の説明がございますでしょうか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長(濱崎 正治)

資料につきましては前回の第24回の別冊6でございます。議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、前回事前提案したとおりでございますので、補足説明はございませんけれども、資料を1箇所だけ訂正をお願いいたします。資料の7ページでございます。資料の7ページの中ほどに表がございますけれども、その中で1市6町町名が書いてございます。隼人町の国勢人口が「**6,846**」になっております。これは「3万**6,846**」で「3」が頭に抜けておりましたので、「3万」を付け加えてください。あと協議の方をよろしくをお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、協議に入りたいと思いますが、本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員(延時 力蔵)

小委員会の委員長がこの会に委員会の報告をされまして、すぐ明くる日に新聞報道がなされたと思います。その後における私の関わりますいろんな関係についてご説明を申し上げたり、ご意見を申し上げたりいたしたいと思います。その後始良郡内、国分市を含めまして吉松から蒲生町までのある団体の会合がございました。その中で現職議員が5名いらっしゃいます。その方々のご意見が、特にこの議員の問題に話が言及していきましました。まず、「延時、おまえはこの協議会の会の中で小委員会に入っているのかどうか。」ということからまず出まして、私は「入っていない。」ということをお願い、そして、**16**回ですか、の委員会を重ねて深く掘り下げられた問題だということで、「私としてはこの小委員会の決定を尊重したい。」ということをお願いしたわけでございますけれども、現職議員の方々が言われる中に「どうして法定の**34**名でいのかんのか。」、あるいは、また、「地区を設定したのか。」、「最初から**34**名でいくべきじゃないのか。」という意見が出ました。そのことについては、先ほど申し上げましたように、「深く掘り下げられた委員会の意見を尊重するという立場でいる。」ということをお願いしました。それが溝辺町以外の町の議員の方々、溝辺町の方につきましては、議員ではございませんけれども、一般の方が「延時、おまえはどういった立場でこの協議会に入ってい

るのかと。学識経験者という立場で入っているのに、どう判断をするのか。」ということがございました。まず、その方についても今申し上げましたようなことを言ったわけですが、その本人の考えとしまして「やはり**34**名の定数でいて、区域を、選挙区は設けない方がいいだろう。」という意見でございましたけれども、そういったいきさつを考え、私なりにこう考えたわけですがけれども、まず、この1市6町の人口の推移でございますけれども、平成**12**年が**12万7,912**名、**17**年度が**12万9,913**名、5年間で**2,101**名多くなっております。1年に**400**名の増、そして**10**年後の**27**年には**13万2,960**名で**3,047**名の増、1年に**304**名の増になってくると。さらに**20**年後、平成**37**年を見ますと**13万3,847**名、**887**名の**10**年間での増、1年に**88**名の増ということで、やはりこの地域における少子化、高齢化の問題、いわゆる出生率が低下していく。高齢化率を見ましても全国が**17.3**%、鹿児島県が**19.8**%、この地域におきましては**22.6**%と非常に高い比率を占めているようでございます。そうしてみますと、将来にわたってのことをば私なりに考えたわけでございますけれども、議会議員の方々のお仕事の中にやはり市長から提案されたものについて市民に代わって決定をしていくということがまず第**1**でございますけれども、その場合に全体的な視野に立っての議論、あるいは、また、文化的な視野に立っての議論、そういったことが求められていくんじゃないかと思えます。そうして考えてきますと地域住民の方々が期待する議員像というものが目に見えたようでございます。いわゆる分化的な意見を主張するんじゃないし、全体的な意見、政策、それを議論をする。そして、また、政策提言のできる議員像、そういったものを住民が求めているんだなあということをば感じたわけでございます。そういった視点に立ってみますと、最初を今決められた**48**名、これはそれなりにいいと思います。その次からやはり新しい市の議会で決まる問題でございます。我々が議員の数、任期、そういったものに言及できるのはこの提案されているこの会しかないと思います。しかも今日決定をされれば、この時期しかないということでございます。いわゆる将来の議員像として専門的に行政を勉強をして政策提言のできるシステム、今の市町村の議員は、生活の糧はほかに持っておって、そして住民の中から、住民と一緒に生活をし、そしてその住民の中から意見、要望を聞いて行政に反映していくということになっていると思います。それをば専門的にできるようなシステムはできないのかどうかということを考えてみたわけでございます。いわゆる政策提言ができる。しかも、それが分化的な視点じゃなくして、全体的な視点に立っての政策提言ができるようになってきますと相当勉強をし、調査をしていかなければならないと思います。いわゆる議会議員の方々に議員報酬よりもほかにやはり政策を勉強し、調査するそういった費用が必要だなあ。そうして、**34**名の定数は、これは上限ですので、将来は少なくしていただきたい。専門的にできるよ



うなシステムをつくって、そして議員数を少なくするということが、この1市6町の将来を踏まえた場合に素晴らしい地域になってくるんじゃないだろうか。分化的な意見だけを言うんじゃないしに、全体的な意見、先ほど申し上げましたように、人口の伸びは少ない。高齢化していくということを見てもみますと、やはり全体的な政策の中でこの地域はどうあるべきかということ判断せざるを得ないと考えていきますと、議員の方々はそれなりの勉強、努力、調査をしていってもらわなきゃならないと思います。専門職になるような法システムをつくって、今の法定で言う最高**34**名を少なくしていくことがこの地域の将来に向けての発展につながっていくと。そういった観点から、これを決定するにあたりましていわゆる附帯意見ということば付けて、将来は議員の議会で協議、決定する課題になります。市長もこの数については協議、決定はできないと思います。議会議員の方々が協議、決定する案件でございますので、この際附帯意見を付して、将来は専門職になるような方向をとり、議員の数を少なくしていくと、それを検討していただきたいということを附帯意見と付けたいと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか、今のことに関連して。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

まず、原田委員長をはじめ、小委員会のメンバーの方々が**16**回に及ぶ調査検討をしてくださったこの努力にですね心から感謝を申し上げたいと思います。さて、私自身の考え方を表明させていただきたいと思うんですが、私隼人町議会の代表でここに出席をさせていただいているんですけれども、私ども隼人町議会の当初の多数の意見は、**34**名、選挙区なし、それが過半数以上の意見でした。よく考えてみますと、この**34**名という数字は、地方自治法**91**条に、第2項にですね表示されていますように、**10**万人から**20**万人の人口規模は**34**名を上限とする。**34**名以下であれば、議会が独自に決定すればですね幾らでもいい、一応極言すればですね。全国の地方自治体の中で、地方議会の中でこの条例定数の半数で運営している議会もあります。確か愛媛県ですね、愛媛県にあります、条例定数**24**名のところを**12**名というメンバーでですね議会を構成し、運営されています。議員の定数というのは、会議体としてその議会がですね正常に機能すればいいわけですし、**30**名いないといけない。あるいは**20**名いないといけないということではないわけですね。この今回の小委員会の報告は**48**名という特例措置をですね4年間だけ、1期だけ限定してしてほしいという報告であったんですが、私はこの、**14**名条例定数より多くなる。よく考えてみますと、この合併というのがですね、国・地方合わせて**700**兆という大変な借金のただ中であってこういったことを考えてていいんだろうかというふうに思うんです。やはりですね、今、延時委員もおっしゃったんですが、定

数、議会議員の定数はですね私は**20**名ぐらいが最も妥当ではないのかな。例えば、先般鹿児島市議会議員選挙が行われましたけれども、ザッと見て1万人に一人なんですね。そうしますと、本市の、新市の場合は**13**万人弱ですので、**13**名でいいわけですね。じゃあ**13**名で議会が成立しないかと言うと、私は成立すると思うんですね。ですから、これは極言すればそういうことになると思うんですけども、議会議員はですねもっとメンバー少なくてもいいんじゃないのかな。そういうふうに思います。最近のこの経済情勢を考えるとですね余計そういった手だてを議会自らが講じていかなければいけない。そういう環境の中にあるんじゃないのかなというふうに思うんです。それから、延時委員の思い、意見にですね私もかなり同調するところがあるんですけども、議会議員の定数は抑えるだけ抑えていただいて、そして議会議員のですね報酬を上げてほしいんです。今、延時委員もおっしゃいましたように、議会議員をしながら、一方では自分の仕事をしないと生活していけない現実があるわけですね。ですから、二股かけているわけですよ。そうじゃなくて、議会議員に専念できる報酬を与えて、そこで政策立案能力を高めて勉強していただくというそういうバックアップする体制をですねやはり早急に整備していく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。そうしますと、国分市議会には**20**代の方がお一人いらっしゃいますけれども、ほとんどは自営業者で、自営業者か、あるいは定年退職になられた方か、そういうメンバーしかこの議会議員というねそういう立場に就けないという環境があるわけですけども、報酬をですね、例えば、私仮に**40**万としますと、**40**万から**45**万ぐらいの範囲に設定すればですね**20**代、**30**代の方がどンドンどンドン挑戦していただくことができるというふうに思うんですね。こういう若い層にも是非議会議員にどンドン積極的に出ていただいてまちづくりのために貢献していただきたい。そのためにはこういったバックアップする体制をですねつくっていく。そして費用をですね、経済的な意味から言いますと、費用をできるだけ抑えていくというそういう考え方からしますと数を減らさざるを得ない。そういう中で私は議会としてですね活動は十分できるというふうに思うんです。現に国分市議会も、隼人町議会もですね、国分市議会は**28**ですかね、**28**を、**30**を、**30**を**24**にしていられちゃいますし、隼人は**28**を**22**にしているんですね。そういうふうにごくもしていられちゃるんですけども、それをもっとですね努力してそういう兼職をしないでもいいような雰囲気ですねちゃんとつくっていただきたい。そのためにはやはり議会議員の定数は少ない方がいい。私はですね**48**名という数には納得することはできないんですね。ですから、最大限妥協しても**34**、選挙区を設けるとか、設けないとかいうのは、特例でですねやむを得ないこともあるかもわかりませんので、それについては許容できる範囲だというふうに思っています。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、お二人のご意見が出た分を整理をいたしますと、提案の部分の中で理解はできるけれども、スタート後その議員定数の**34**名というもの、あるいはそれは報酬と見合わせてその改善をしてほしいということを附帯決議にさせていただきたいというのが一つ今意見が出たところ、稲垣さんの方は、委員の方は、お話を伺いますと、提案そのものに理解が示されない。つまり**34**名でいいんじゃないかと、こういうご意見だというふうに承ってよろしいのでしょうか。二つ、まず整理をしてかかっていかなければならないと思いますが、その先ほど延時委員のおっしゃったようなことの趣旨につきましてまずご意見がある方から整理をしてみたいと思いますが、ほかにございませんでしょうか、関連して。それでは、後で整理をします。稲垣委員のお話があったような形でのご意見・ご要望はございませんでしょうか。西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

稲垣さんのお話も分かるんですけども、やはり総論等ではいいことを言うんだよね、本当言うと。各論になるとどうしても反対なんですね。というのは、今回の小委員会でも私どもの所なんかでも、委員会でも出たんですけども、やはり**120**名の特例を使いたいという1市6町の中でもほとんどの議会はそういうふうな意見だったんですよ。そうすると、我々は稲垣さんが言われるようなことがいいなというふうに思ってたんですけども、実際は、実際OK、決めるとなると非常に難しいですね。だから、結局小選挙区制をつくったのも、多くの1市6町の方々の末端の声が聞こえるようにということで小選挙区制をつくれればいいなということだったんだけど、その中で反対意見として「やはりそういう地域の議員さんが1年4か月ぐらいはやはり議会に出席した方が末端の声が聞こえる。」という意見もあったわけですよ。そういうことで**34**名という定数を、じゃあ横川さんが1名じゃいかんだろうと。じゃあ2名ずつ足そうかということで3名というようなことですねやったわけで、あとのその定数の問題は良識を持って議会の方ですねやっぱりやってもらわんといかんし、その国分の議員さんもその最近のことについてはですねやっぱりこいじゃあちょっと難しいということは聞いています。だけど、やっぱり市民感情やいろいろあるからねということでですね国分もそういうふうに抑えた部分があるんですけども、やっぱり難しいですね。難しいと思いますね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

小委員会の方で**16**回にも及んでかなりこの方向付けをされたことには苦勞されていると思います。また、最初のアンケート調査からいたしますと、住民には期待されることといたしましては、「議員や職員の定数が減ることによって財政的な負担も少

なくなる。」というような意見もある半面、「地域の声が届きにくくなるんじゃないか。」という不安もまた言われているわけであります。今二方の意見に対しては非常にもちろんな意見ではありますけれども、これはこの1期後の問題でありますので、新しい議会体制の中でその辺は検討していただきまして、今回は小委員会の方から提案された**48**名、この提案のとおりを私は推薦いたしたい、承認していきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

1点だけ、西先輩がですね総論と各論ということでおっしゃいましたけれども、私は自分の議会議員の選挙の時にもそういうふうに申し上げてきました。議員はですね本当に少ない方がいい。少ない方がいいというか、少なくとも会議体としてですねそれが運営できればそれでいいのではないかな。何名にするかというのは、そのいろいろ考え方があることなんですけれども、私は総論も、各論も考え方の相違は自分自身にはありませんので、申し上げておきます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

原田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（原田 統之介）

立場上一言発言したいと思うんですが、先ほど西委員の方から説明ありましたように、小委員会の議論は、一方で在任特例を主張する議会の方々、これは委員の方というんじゃないやありませんが、その背後にある議会の方々で在任特例を期待される方が非常に多かったということで、それとの兼ね合いで議論になりましたからですね、結果としてできるだけ少ない所の声も反映しようということで上限の定数にプラス2を加えるということでは言わばその意見をまとめるために必要な措置としてですねそういうようなことが行われたということですね。それが委員会の過程の結果なんですけれども、先ほどの議論との兼ね合いで多少私的な見解を述べさせていただきますと、従来に比べてその定数、許された上限定数よりも議会がそれぞれ少ない議員で運営されてきているというそういう趨勢に応じたですね今回の定員、例えば、**10**万から**20**万、上限**34**というのは、そういった趨勢を踏まえてかなり従来より少ない定数になってきているということですね。その定数をその各議会でさらに少なくするかどうかの議論は各議会で決めることですので、私の言うことじゃありませんが、しかし、議会制度の考え方から言うと、一つ少数意見の尊重ということがあるからですね、やたらに少ないということは好ましくないと、非常に少ない、つまり会議体として成立すればよろしいというですね、会議体として成立すればよろしいということじゃなくて、議会の根底にはやっぱりいろんな住民の意見を反映させ

ると、そういうことで少数の意見も反映させるということがありますので、やっぱり一定のですね水準以上でないと議会としてはその本来の民主主義という観点からいくと余りに少ないのは問題があると私は常々思っています。これは**34**なければいけないということじゃ決してありませんが、会議体として成立すればいいなんという議論は私はおかしいということを思っています。それから、もう一つ、歳費の問題ですが、これはできるだけやっぱり議員活動がちゃんとできるような歳費を保障するという、これは従来はやはり一定の財産がある方しか議員になれなかったというそういったようなことを、これまた民主主義の原則から言って資産のない方、収入の少ない方も議員になることを保障するということができているわけですので、高いにこしたことはないといえますか、十分議員活動ができるだけの保障をする必要があるというのは、これは理念としてはそうだと思います。ただ現実の問題としてはやっぱり財政の問題がありますのでですね、そこでその折り合いのついたところにそれぞれの市町村の財政と合わせた。ですから、1市6町でも差があるということだと思んですが、そういうことでできております。ただやっぱりできるだけ議員活動を保障するような歳費をですね出すと。だから、そこらあたりで多少やっぱり定数との関係も出てくると思いますが、そういう点で、お二人の意見に必ずしも反対しているんじゃないかもしれませんが、そういうことではなかろうかと思えます。なお、ちょっとその念のために申し添えておきますが、**48**名にしても、在任特例にすると最初の4年間でもですねかなり、**10**億近い浮くということですね。その、だから、5年以降はさらに増えるということであって、ですから、合併がその仮に**48**人、当初の**48**名でもですね相当のやっぱりその財政の節約にはなるということだけ申し添えておきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

この今提案されている意見につきまして、この提案、附帯決議は少し置きまして、提案していただいている、している内容について反対の立場でほかにご意見ございませんでしょうか。特にないようであればですね、この問題については協議、決定をさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、委員の皆さんにこのお諮りをいたしたいと思えます。この関係については提案のとおり承認するということでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということが多い声でございますので、そのように取扱いをいたしたいと思えます。なお、それを置きまして、今、延時委員がございました合併後の問題として**34**名という形に入っておりますが、その**34**名の問題につきましては、これは本来議会の、新しい議会の中で議論されるべき部分であろうということですが、

なかなかそういう機会も、この協議会として今でないと言ったことについて触れる機会がないので、この協議会として附帯の決議、つまりそれを将来に向かって議論をしていただきたいと、人数を**34**名から減らすことについて議論をしていただき、歳費の問題についても考えていただきたいというような附帯を付けたらどうかというご提案でございますが、このことにつきましては皆さん方何かご意見があれば、このことについてご意見があれば、お伺いをいたしたいと思います。はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

提案されているですねこの別冊6のこれでこの先のことが書かれているんですね。合併後そのこうしなさいと。そこで非常に素晴らしい私は議員が出てくると思います。その方向の中で新しい議員は協議をされていくんで、ここでそこまで附帯まで付けないといけないだろうかと思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、附帯についてのご意見と、新しい議員にそれは任せるべきではないかというご意見と二通りでございますが、関連して皆さん方ご意見ございませんでしょうか。附帯の決議を付けておくべきだという視点でご意見があれば、お伺いをしたいと思います。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

確かに、今、松枝委員おっしゃいますように、議会がその総意としてですね決定すべきものがこの議会議員の定数だと思うんですね。それを条例で定めるという形になっているわけですので、そこまで縛るのはどうかなというお考えだと思うんですけども、様々な層から出てきてですね、この合併という非常にこの**21**世紀の初頭においてこういう時代を私たちが今つくっていくわけですけども、その議員の方々の見識にね委ねるというのも一つの方法ではあると思うんです。確かにそれは、ただ、だけどですね、その問題が議会の中でその議論されるかどうかというのは保証できないわけですね。これを保証できないわけです。ですから、私たちの意見としてですね決議、附帯意見を付けるということには私は問題は生じないように思うんですけども、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

ここで**34**人と決めてあるんですが、これを議論しなくてはならないんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の問題の考え方は、**34**人というこの部分については、先ほどこの提案はこれ

で結構でしょう。新しい議会がスタートした時に、**34人**という定数については全体としては見れば上限の部分なので、新しい議会が発足した段階ではその部分についても減らす意見も含めてご議論していただいたらどうだろうか。それと報酬の問題等についても抱き合わせでご議論するような部分について、なかなか議会で、スタートした議会にお任せすることで、これ一つの考え方としてあるんだけど、せっかくのこの協議会の中でそういった議論をし、そういったことも含めてこの提案についてはご理解をいただくんですよという附帯決議を、附帯決議という形で付けさせていただきたいというのが延時委員、今、稲垣委員のご意見だというふうに理解をしていますが、そういうことでございます。（「はい、いいですか。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

私をご両人の気持ちはよく分かるんですよ。よく理解します。しかし、このまず**48人**にして、そしてその次は**34人**ですよここに書いてあるんですよ、方向が。だから、そこに出てくる**48人**の方というのは、私どもは素晴らしい人が出てくるに違いないと。それぐらいのことは認識して出てこられる人が選良であるはずだと私は認識するものですから、ここでそこまで言わんならんほどその議会というのはだめなもんだろうかと。選良を信じますから、私は、だから申し上げていて、今、ご両人のおっしゃることはですねよく理解した上での発言でございまして、ご理解いただきたい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、お二人、はい、延時委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

私が申し上げましたのは、いわゆる、やはり議会議員の中でですね定数の問題を協議するというのは大変に勇気が要る問題だと思います。先ほど申し上げました人口の問題、**20年**、合併して**20年**経ったとしても人口が増えてこない。微増ですよ、今の傾向から見ますと。同時に高齢化していくという問題も抱えているこの地域ですので、私が言うのは、ここ**4、5年**の問題じゃないと思うんです。**10年**あるいはそれ以上に考えての検討をしていただきたいということなんですよ。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。これは整理をしたいと思いますが、二通りなんですよ、今ご意見を伺っておりますと。もう**48名**、選良された方々が、次は**34名**という形でスタートする。そうしますと、その**34名**がいかにあるべきかどうかという議論につきましては、その議員の方々でお任せした方がいいんじゃないかというお話と、なかなか、しかし、議員そのものが勇気を持ってそういうことを触れら

れないということで、そういったことまでこの協議会で言及しておいた方がいいんじゃないかというご意見、お二人だろうと思います。さて、難しいねえ。ほかにございませんでしょうか。もう採決より、ちょっとご理解をいただきながら、附帯を付けた方がいいんだというお二人ですが、ほかにいらっしゃいますでしょうか。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

どこの議会もですね法定数よりほとんどの議会が議会自ら定数を削減した形で現在議員数を決定していると思います。そういう部分から考えますとですねあえて附帯する必要はないと。やはり議員自らがですねそこらあたりは判断していくんじゃないかと、私はそのように考えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

どうしても附帯をとというご意見が他になければですね、ほかにないですか。なければもうお諮りをさせていただきたいと思います。ほかに意見はございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それではですね、大変貴重な意見は、これは議事録の中ではそういう議論がされたということも残ってはくると思います。ただ、今お話がございましたように、それはもう新しい議会において議会にお任せしていただいて決定していくべきという発言も多々見られたようでございます。お諮りをいたしたいと思いますが、この件につきましては提案どおり承認していただくと、特に附帯ということもなく、提案どおり承認していただくということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第8号-2、議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(2)、協議第59号、事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目14）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございますでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

この案件につきましては特に追加する説明はございません。ただ前回の協議会で新しい市の部なり、課なりの組織図をお示ししたいということで申しておりました。今回その組織図ができましたので、お手元に配付しております。これにつきましては今後また事務事業の調整なりが進んでいくと思いますけれども、内容につきましては変更する可能性もあり得ると思っております。このようなことから、これは現時点における素案でございますので、そこら辺をご理解してお目通しいただきたいと思っております。終わります。



○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思いますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

このイメージ図を示していただいたわけですが、ここに配置する職員の数はまだ検討されていないのかどうか。

○隼人町総務課長（南田 吉文）

このイメージの素案につきましては総務課長連絡会で協議させていただいております。職員の配置の数につきましてはまだ協議いたしておりません。と申しますのは、今現在各分科会で細やかな事務事業のすり合わせを行っております。したがって、本庁機能の持つべき範囲、あるいは、また、総合支所で持つべき範囲まだ決定いたしておりません。最終的にはそれらを踏まえまして事務分掌を決定いたしました後、人員を配置していきたいというふうにご考えておるところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようであれば、これは、今、お話がありましたように、現段階における全体の組織のイメージということで、提案の中身につきましては前回お示ししている内容でございますが、特に質問がないようであれば、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**59**号、事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目**14**）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(3)、協議第**60**号、一部事務組合の取扱いについて（協定項目**15**）を議題といたします。本件は前回の会議で事務局から提案説明を行っておりますが、何か補足説明はございませんでしょうか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

資料につきましては前回**24**回の別冊2でございます。一部事務組合の取扱いについてでございます。追加する説明はございませんので、協議の方をひとつよろしくをお願いいたします。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件についてのご質問・ご意見等をお伺いいたします。特にございませんでしょうか。はい、どうぞ、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

始良西部衛生処理組合におきましては溝辺町が一応脱退するという事になっておりますが、ゴミ処理については、今、加治木の方の業者が溝辺の場合はやっているわけですが、その辺については何ら影響はないものかどうか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

収集等につきましてはですね、以前ここで、協議会で決定していただいておりますけれども、現状の業者をそのまま使って新市に引き継ぐということで決定しておりますので、よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかに特になければ、委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思っております。この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**60**号、一部事務組合等の取扱いについて（協定項目**15**）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(4)、協議第**61**号、その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目**25-27-④**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございますでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

この件につきましても特に追加して説明する事項はございません。よろしくご審議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件につきましてのご質問・ご意見をお願いいたします。はい、常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

先ほど協定項目の**14**で素晴らしい組織機構の基本方針が9項目提案をされて、採択をされたわけですが、一般的に言う合併に関するサービスは厚く、負担は軽くという視点から言いますと、**500**円という共済掛金、国分の場合は**365**円なわけですが、もちろんその差額は上がるということになりますけど、給付の関係では調整するという事になっておりますが、どういう進捗状況でですね、どういうことが考えられておるのか。もしお分かりであれば、ご説明いただきたいと思うんです。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

説明いたします。国分市は今現在**365**円なんですけど、例えば、死亡事故の場合、**90**万円でございます、弔慰金がですね。ほかの6町におきましては**100**万円ということでございます。また、この資料の内容を見ていただければ分かると思うんです

が、入院期間等につきましても国分よりもいわゆるその給付額が手厚くなっているというようなことでございますので、百数十円、国分の場合はですねその値上げした分につきましてはそれなりのいわゆる給付が厚くなるということになるかと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

そうすると、もう既に今言われたことはほぼ確定をしていると、給付の関係は、そういうふうに理解をしいんですか。調整するということでしょうか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

基本的にはそういうことでございます。ただ人口が多くなったりしますので、そこら辺の収入面といわゆるそういう事故なりの案件等を考えていけば、場合によってはその給付を上げたり、あるいはその負担金を下げたりというようなことも考えられていくと思います。以上でございます。（「はい、結構です。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

特にご意見がほかにないようでございますので、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしということでございますので、協議第**61**号、その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目**25-27-④**）は提案のとおり承認をされました。続きまして議事の(5)、協議第**62**号、その他事業【契約関係事務】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑥**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で建設専門部会から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございますでしょうか。はい、部会、建設部会。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部会長（岡元 邦昭）

資料につきましては前回**24**回の合併協議会資料別冊4でございます。その後訂正や追加等はありませんでした。本日は工事監査分科会長も同席しておりますので、よろしくご審議ください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお伺いいたします。ございませんでしょうか。はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

まず最初にですね当分の間とはどれぐらいの間なんですか。4ですか、「入札参

加資格の格付けの取扱い、当分の間鹿児島県の格付けを準用する。」と。

○始良中央地区合併協議会建設専門副会長（岡元 邦昭）

提案理由の中でも前回申し上げましたが、おおむね1年と考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

おおむね1年、「しばらくの間」とか、「当分の間」、一緒の言葉なんですけどね、やっぱりこういうニュアンス的な言葉は極力ですよ省いていただきたいと思います。これは政治家が使う言葉であってですね、実務が使う言葉じゃないんです。それとですね、いいですか、議長。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

どこやったかな、資料の、入札のランク付けなんですけど、これは首長さんが最後は、助役さんがどこもですね指名委員長になっておられるわけです。ところがですね、どこの町でも見てみるとですね、ある理由があれば町長が仕切られることになっているわけですよ。しかもですねある町では県の基準に準拠するとなっているんだけど、県が仮にですよAランクでありながら、ある町では下に格が落とされているという場面があるわけなんですよね。どの辺を準拠するのかわからない。それとですね、私がずうっと調べたんですが、この合併協議会に入る前にその財政力指数とか、その町ですよ、霧島町なんかボロカス言われた方なんですけど、力はないのに、私も非常に残念です。ところが、普通建設事業費、投資的性格の費用をですね**40%**近く落としてでもですね、地元建設業者は非常に苦労される。だけど、財政力を上げた所もあるわけなんです。その時は当然ランクは下がるわけなんです、その地域の業者はですね。だから、その辺の扱いもですねきちっと精査しなければですねランク付けというのは難しいと思うんです。だから、各地方によってもですね、鹿児島県のランクはB、Cであっても、市とか、町にいけばAランクに当然上がったるわけなんです。ところが、この私が表を持ってきたんだけど、**250**ぐらい加治木土木管内で業者がおられるわけなんですけど、**230**何ぼかなあ。非常に大変な数の業者の数なんです。それでですねやっぱりこの契約事項の中に入札があるわけですから、これから地域審議会の、いろいろ何話しているか、まず、いっぱい話すことがあるもんですから、言うんですが、今、建設計画に入っているわけです、皆さん、新市のマスタープランと言って。ところがですね、ずうっと調べたらですね、今まで仕事をしてないと言えば語弊があるんですけど、控えておりながら、合併を目前にして駆け込みの申請書が県に多数上がっているわけですね。極端に上がっているから、それが分かるわけです。だから、私はですね、基金が担保になって合併特例債動くわけなんですけど、その辺が非常に危惧しているわけですね。それとですね、

この契約事項の前に、最初一番、1項目で本庁と総合支所のですね関係がこう図示されておるんですけど、総合支所の中にはですね、これ一番私は危惧するのは入札関係なんです、契約事項として。本当は本庁が全部しなきゃならないんですけど、総合支所の仕事之余にも大きくてですね、その契約は総合支所でどうするかという問題も一つある。それから建設計画の問題、それとですね入札のランクの、入札のする場合ですよ、各首長さん方がおっしゃるのは、地域の特性に合わせた指名の組み替えというのも入ってくるわけなんです。そうすると、建設計画とも絡みがあるんですが、建設計画はみんなむらおこし、まちおこし事業でですよ今計画が上がってきておる。これは膨大な金額に上がると思うんです。だからですね、この契約事項に入った場合、土木関係、建設の仕事でも、この地域のどうして生かしていくかということは私は問題になると思うんですよ。ただ本庁で入札して、フリーで1市6町が入札するとかいうのが一番その単純でいいかもしれませんが、やはり地域が建設計画を練っているんであれば、地域が上がったのが建設計画なんですから、その建設計画は地域が優先順位を付けて恐らくマスタープランの中に上げていくと思うんですよ。そうするとですね指名委員会とか、そうなった場合は、その地域性を考慮されたところのですねやはりその指名の組み替えとか、そういうような実務面で必要になってくると思うんですよ。だから、その辺についてですねどのようなことを審議されたか。ちょっとお答え願いたいんですが。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部長（岡元 邦昭）

指名にあたっては、できるだけ地域の、地域業者を優先するという事で、それと業者数をできるだけ多く指名をしたいということで分科会、部会では協議をしております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

いいですか。むらおこし計画は各自治体から、町村から上がってきたんです、上がってきたわけでしょう。だけど、それを全部合算したら相当な金額に上がると思うんですよ。恐らくですねお金は足らなくなると思うんです。だけどですね、この合併協議会でもう既に決まったことは原則継続なんですよね、仕事は。これから決めるわけじゃない。もう原則継続しますよと、今までの仕事はですよ。これがあるから私は怖いと思うんですよ。だから、原則継続にしとってですよ、事業はですよ。バラ色、夢みたいなことでいっぱいその地域おこしを語られて、それがずうっとですよ建設計画の中に生かされた。そうなった場合どうなるかということも企画に話したことあるんですが、だから、その地域のことはですね地域で断行、その優先順位を付けてもらうというふうに私はなるんじゃないかと思うんですよ。そうなった場合ですね、その地域性を考慮されたところの入札指名の契約というものが必要になってくるんじゃないかと。今その辺をされるということなんですけど、その辺

はですねきちっとされなきゃいけないと思うんです。だから、これはですね建設計画と、新市のですよ建設計画とその契約事項というものは非常に付いて回ると思うんです。だから、ソフト面と併せてですねこのハード面を、こういうことはハード面が一番削りやすいし、増やしやすいわけですから、その辺はきちっとした計画を立てて出してほしいと、このように思っておるんですけど、そのようにされるでしょうか。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部長（岡元 邦昭）

今、建設計画については各市町ヒアリングシートを出して事務のランク付けをしましてすり合わせ中、これから具体的にすり合わせになってくると思います。ランク付けにあたりましては、現在各市町各々違う基準でランク付けを行っておるわけですので、結局今の段階では新市にそれぞれ、4ページと5ページに、4ページ、資料の4ページですが、それぞれ若干ずつそういう区分が違うわけですので、そういうのをある程度緩やかにしようと。分科会では、例えば、国分市の土木の例でいけばAで**2,300**万円以上となっておりますが、それをある程度まだ下まで下ろしましょうと。そして、例えば、Bの上限を上げましょう。そしてCの上限も幅を広くしましょうと。そして地域性を考慮しながら指名をしてはどうだろうかという意見でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

すいません。早く終わりたいんですけど、1市その6町の中でですね**246**社あるわけなんです、建設会社。ちなみに日本は、世界で**450**万社あって、日本だけ**180**万社ぐらいあるんですけどね、その中でですね、**246**社ある中でですよAランクは**22**、Bランクは**6**なんです。㊸が**6**で、Bランクが**12**あるわけなんです。ところがですね、これずうっと1市6町見てみればですね千点以上というのがこちらは2社ありまして、これをフリーにしたらですね断然有利なんです。だから、原則その町で上げたところの、あとは原則継続となった以上はですね、私はですね今まで、今まで、総合支所のこれだけの仕事をされるようになってきているわけですから、今終わったばかりです。やはりさっき言われたようにですね、やはり当分の間と、1年のそれで終わるか、終わらんかわからん、マスタープラン。だから、当分の間は5年かもしれないしということを言っておきたい。その間はですね地方は地方、旧地方の総合支所の管内ですよこれこんなちゃんと組織があるわけですから、この中で入札の組み替えとかやらなければおかしくなるんじゃないかと、そう思うんです。これ調整するのは難しいと思うんですよ、フリーで全部ランク別にやるとなればですよ。そう思うんですけど、専門部長いかがですか。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部長（岡元 邦昭）

専門部会の方ではそういう細かい協議はなされておりませんが、雑談の中で結局

事務の決裁規程、結局そんなら総合支所長がどの程度までの決裁規程が出てくるのか。そこら辺も微妙に違ってくるもんですから、今後またそこら辺を合併までに詰めたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

もう一遍議長お願いします。当然この本庁と総合支所方式だから、入札になったらですよ、これ見たらプロジェクトとか、それだけなんです、本庁するのはですね。プロジェクトというのは計画という意味ですから、長年にわたる、広範囲にわたるのがプロジェクトと私は今んとこ勝手に解釈しているんですけど、それ以外は全部総合支所なんです。だから、土木関係でもですよ何でも入札関係に至ってはこれは本庁がするのは当然なんです。総合支所がしとればですよ合併以前と同じなんです。本庁は必ずするわけですから、その辺の手分けをですね、雑談じゃなくて、きちっとしたことを決めとってほしいと思うんですけど、いかがでございましょうか。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部長（岡元 邦昭）

例えば、鹿児島県の例でいきますと、各土木事務所と本庁の関係がそうございまして、ある一定額以上の工事契約については本庁です。そしてある一定額以下については出先ですというふうに決まっております。検査についてもそういう決まり等がございまして、そこら辺の兼ね合いがありまして、小さな工事については総合支所である可能性があるということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

大体そうなると思ったんですが、すいませんね。これは本当大事なことであります。鹿児島県は公共工事で経済は持っているような半面があるわけなんです。だからですね、一人ひとり業者さんは今年も増えてまいります。自然に潰れる方がいいんですけど、潰れないということになればですね、何とか維持させてやりたい。そういう思いがあるわけなんです。ただ、今の部長さんの話でですね総合支所に任せることも当然あるわけですから、その辺のランク付けとか、地域性、それとですよ建設計画における優先順位の付け方、これは直接関係がないかもしれないけど、仕事量が全然違うんです。というのはですね、今仕事発注してなくて、合併を目前にしてですね県に申請書を上げた所が多々あるわけなんです。その辺だけ仕事が増えることもあるわけなんです。お互いみんな1市6町ですね駆け込みで全部ですね申請を上げたら私は何も言わない。だけど、そういう所があるんです。だから、そうなれば合併した時その地域だけは仕事がある。こうなるわけなんです。その辺もきちっと考えて、はい、対処してほしい。そしてその報告はですね今後あるわけですね。それをどのように、今答弁はできないと思うんですけど、この7月から月に一遍ずつあるわけですから、何をどのように審議されたかということ報告をして

ほしいと、これはこのことばかりじゃなくてですよ。そうせんとしてですね、建設会社は地方はきゅうきゅうとしているんですよ。「下場の大手が入ってきたら潰されるんじゃないかと。彼が入ってきたら潰されるんじゃないか。」と言うとるわけです。だから、その辺をきちっとどのように対処したということを今後部長の方で報告を、7月以降で結構ですから、いただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今、浦野委員から、浦野委員の方から要望がございましたけれども、本庁と総合支所の入札、そして契約事務の金額等については、今後契約規則等を審議していきますので、それが決まった段階でまた報告をいたします。以上です。（「終わります。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

特にほかになければですね、本件については委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思えます。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしということでございますので、協議第**62**号、その他事業【契約関係事務】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑥**）は提案のとおり承認されました。次に、議事の(6)、協議第**63**号、補助金、交付金の取扱いについて（協定項目**18**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で財政専門部会から提案説明を行っておりますが、何かほかに補足説明がございますでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

資料第**24**回の協議会におきます別冊5の部分でございます。一部訂正をお願いしたいと思っております。6ページをお開けください。6ページの商工という所でございますが、下段の方でございます。「商工会議所運営」となっておりますけれども、商工会議所が国分市で、あとほとんどの部分が商工会となっておりますので、「商工会議所等」ということで「等」を挿入いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。この案件につきましてはそのほか追加補足事項はございません。よろしくご審議お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

前回の説明の中で商工会議所の運営については3年ぐらいをめぐるといのような



回答があったんですが、3年をめどにということは、動いているわけですから、ちょっと考えられないんですが、そこらあたりのところの協議がなされたか、なされてないか、ちょっと教えてください。それと同時に、商工会は6町が一つになるということですが、この交付金等の考え方もちょっと教えてください。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

商工会の合併につきましては、今年の2月12日ここで承認をしていただきました。その時確かに3年ぐらいをめどに合併をしたいということで専門部長の方から発言がございました。これにつきましては県の連合会の方も音頭を取りながら今後商工会については合併をする方向で、例えば、3年をめどにしていきたいというような要望もあったそうです。それで商工会につきましては、その後各商工会の会長さん、そして事務局長さんたちに集まっていたきまして、公共的団体という位置付けで新市が誕生いたしますので、六つの商工会についても是非合併の方向で協議をしていただきたいということでお願いした経緯もございます。それで、今、私たちが役場関係で事務事業の一覧をつくってすり合わせをしておりますけれども、その作業を今、商工会としてもいただいている最中でございます。それで、県の意向は3年ぐらいをめどにということでしたけれども、3年以内にはできるんじゃないかなあというような、個人的な観測ですけれども、そういうような感じを持っております。それと助成金等につきましてははですね、今後また各商工会とか、そういう所等にですね相談をしながら、今後予算措置は進めてまいりたいと思いません。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

もう1回じゃあお願いします。6町の商工会議所が今補助金を各商工会議所でもらっております。それを3年間はそのまま合併しても続けるということですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

補助金の内容等をですね精査しながら、そうなるかもしれません。けれども、ならないかもしれません。まだどういう内容で補助金を各6町が出しているというのをちょっと把握しておりませんので、それらを精査しながらですね今後詰めていきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

「なるかもしれない。ならないかもしれない。」と言いますけれども、商工会議所はほとんど県と市町村の補助金で成り立っているんですよ。商工会の場合は特別会費があってやっておりますけれども、商工会の方はこれをはっきりしないことには運営ができないということですからね、それはちょっと急がんといかなですな。それと同時に、商工会員の、会員の把握、職員の把握、そこらあたりはしっかりやっておいていただいて、その点の交付金については困らないようにしていただきたいとい

うことです。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

はい、先ほど言いましたように、今、各6町の商工会がどのような事業をされているのか。そして、また、どういう職員体制でされているのか。そのあたりも洗い出しをしていただいているところですので、それらをただ議題としながら、今後補助金についてもですね協議をさせていただきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

それぞれ構成市町村の補助金、交付金の現況が示されておりますが、9ページの中で調整方針の種類ということで1から7まであるわけですけれども、この資料からはですね全然こう、どの項目がどの調整方針の種類に値するのか全く見当もつかないという状況でございますが、こういった部分についてはですね若干こう説明をもう具体的にですねしていただきたいというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、部会の方でよろしくお願いします。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

各項目におきます補助金につきましては9ページの調整方針の種類がございまして、1から7までに種類に分類されておりますけれども、この分類につきましては、ただいま、今、分科会におきまして十分検討をいたしていただいているところでございまして、今後の検討結果によっては、またご報告申し上げられると思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ほかに…。迫田委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

今の段階では全然こう分からないと、そういった状況でしょうか。協議の部分では1から3までそれぞれ調整するという三つの項目が挙げられているわけですけれども、具体的にはですねやはりこういった部分についてはもう統合、廃止ですよとか、あるいはこういった部分については新市の全域の均衡を保つように調整するんですよと、そういったような部分は具体的には現時点では分からないのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

前回の説明の中でこの方針としましてほとんど廃止という事柄は出てきておりませんというご説明を申し上げました。その中での現在分科会での作業をいたしております。その結果を待ちまして私どもも、その結果を踏まえましてご報告申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにございませんでしょうか。はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

私は以前協議会においてですねこの運営補助については一遍全部スクラップにしまえと、廃止してほしいということを述べたことがあります。というのがですね、「合併までに調整」、これには書いてないんですが、「合併までに調整」とかですよ、「新市になってから」が余りにも多過ぎると思うんです。ここを、それは新しい議員になられた方も大変だと思うんですよね。ただこの、私は結局やけくそで言っているんじゃないくてですね、やはりですね運営補助はですね多分にその時の雰囲気とか、そういうものでつくられたのが多いわけです。それは歴代ずっと続いておるんですよ。それを調整というのはなかなかですよ、合併まで。だからですね、このように立派なことは理解を得て制度の統一化に向けて、これは当然のことなんですけどね、統合、廃止と、統廃合に関してはですねきっちり一旦消してしまう、全部。そうしてですねもう一遍立ち上げていくという方式でやらないとですね、これだけの運営補助をですよ、交付金等をですねどのようにして調整するか。各業界の協力を得ればされると思うんですけどね、自主的にですね協力される方だけあるかと思うんですけど、小さい団体からいろんな団体あるんですよ、もう、歴史の古いのもあるんです。だから、一旦ですね廃止するのはしてしまおう。これはスクラップ・アンド・ビルドというのがありますけど、そんなにビルを壊すようなことはいきませんが、一旦ですね白紙に返していただいて、その上でですねその状況を見て新市においてきっちり立ち上げてやると。これはちゃんと報告義務も全部あるわけですから、運営補助をもらった団体はですよ。その辺のですねはっきりですねもう補助金については、もう絶対運営補助に関しては一遍白紙にして、そして積み上げていきますというふうにはできないもんかと私は要望したいんですけどね、その辺はどうですかね。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

ただいま調整方針につきましていろいろとこのご意見等をいただいたわけがございます。確かにおっしゃるとおり、新市におきましては審議の中で、東香川市の事例でも出ましたとおり、合併時に廃止という事柄も協議も分科会等でなされてきております。ただ現在そのような方向でいろいろな形を踏まえながら今回の調整案となっておりますけれども、分科会によりましては1から一応一通りの補助金としての的確性を踏まえながら、今現在検討していただいているところでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

すいません。議長、もう一遍、これは要望みたいになりますけどね、よろしいでしょうか。もう運営補助を出すのは、いろんなものはですね柔らかく考えて、ソフ

ト的な面はですね事務事業としても非常に煩雑になるんです。こんだけの項目を事務事業として抱えちゃ大変でしょう、新市になってもですよ。優秀な職員さん方だと思うんですけどね、やはりですねソフトというのは金がかかるんです。ハード部門であれば削るならサッと削るということはできるんです。ソフトは比べましたら何ぼでも手間がかかるし、金もかさんでいくわけです。だから、そういう意味で簡便な方がいいと私は思うんですけど、再度繰り返すようですが、一旦ですねザツとしてしまって、それから事務事業として再評価するなりしてですよ立ち上げさせるようにしてほしいんです。やはりですね事務事業の評価システムというのはずっとあるわけですから、それを取り入れていけばですね、切れると、運営補助はポンポン切っていけると思うんですよ。そのようにお願いしたいんですが、これは要望でございまして、ひとつお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、要望で、その何かですか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

いいですよ、答弁は要りません。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

要望ということでございますので、お答えということではないかと思いますが、このお尋ねの延長線上にはいわゆる新市の予算の編成というのが当然に出てくるわけでございます。これはハード面、ソフト面、予算すべて一般に於ける作業になってまいります。体制を整えばできるだけ早くこの予算編成方針を示し、そしてそれぞれの項目の予算についても個々にまたそれに沿った形で内容を定め、そして予算の編成をしていくという形になります。そして特に運営補助という形に限定をされるようなお話でもございますが、部会長の方からもお答えいたしておりますとおり、それぞれの個々の内容についてはやはりまだ内容について精査をしてまいらなきゃならない部分もあろうかと思っております。そして、また、1市6町それぞれ過去の経緯等もございましょうし、どうしてもまた制度的に残しておかなきゃならないもの、それから、また、見直しをしなきゃならないもの、いろいろまたそれについても方針を定めて予算の編成に向けていかなきゃならないというふうに思っておりますので、今、ご要望につきましては、そういう段階でもって今後また十分念頭に置きながら作業を進めていくということになるのではないかと考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

今、事務局長の方からですねお答えあったんですけども、「予算編成」という言葉が出てきたんですが、予算編成の背後には、新市のまちづくり、それから新た

なその、どなたが市長になられるかわかりませんが、その政策というのがあると思うんですね。それがしっかり裏付けされて初めてそれぞれの補助金とか、そういった具体的なものがですね生きてくるというふうに思うんです。こう整理統合とか、様々な、当然時代も流れていきますし、変わっていきますので、廃止もしなければならぬものもあると思います。1市6町それぞれですね特色あるまちづくりをこれまで全力を挙げてやってきたわけですので、それらとの政策との整合性ですね、そういったところも十分加味しながら、できるだけ住民がですねサービス低下という印象を受けないようなですねそういう政策の遂行を是非予算編成においてもですね配慮していただきたいというふうに思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかになければ、委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思います。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第**63**号、補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目**18**）は提案のとおり承認されました。ここでしばらく休憩をいたしたいと思います。おおむ再開は**15**分、よろしくお願いを申し上げます。

「休憩 午後 3時02分」

「再開 午後 3時17分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開をいたしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。次に、再協議となっておりますが、議事の(7)、協議第**19**号－2、地方税の取扱いについて（協定項目**10**）を議題といたします。本件につきましては去る**11**月**25**日開催の第**13**回協議会において承認をいただいているところでございますが、地方税法の改正に伴いまして調整内容の一部について修正の必要が生じたので、提案するものであります。協議につきましては原則として事前提案方式をとっておりますが、本日本協議会をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは、住民専門部会の所掌事務となっておりますので、住民専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

住民部会の濱崎でございます。よろしくお願いをいたします。資料は本日の別冊1になっております。協議第**19**号－2、地方税の取扱いについて（協定項目**10**）でございます。地方税の取扱いの調整方針の一部を変更することについて次のとおり協議

を求めるものでございます。その内容について説明をいたします。1、個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は、国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は、現行のとおりとするでございませぬ。本日提出いたしますものでございませぬ。以上の内容変更でございませぬが、別冊1の下段に変更前の協議内容が掲載してあります。そのアンダーラインの部分の削除になります。その変更理由につきましては、開けていただきまして裏になりますか、1ページをお開きください。調整内容の参考資料を見ていただければ分かるわけですが、前回の調整内容では、この均等割については、国分市を除く6町についてでございませぬが、6町については、合併特例法の経過措置といたしまして実質3か年間税率を、**17、18、19**年度でございませぬが、2千円とする不均一課税をするものでございませぬ。ちょうどこの調整内容の中ほどになりますか、\*の変更理由が提示されております。その要旨のとおり、今回、平成**16**年度でございませぬが、地方税法の改正によりまして個人市町村民税の均等割の標準税率が平成**16**年度課税分より3千円となりまして、このことに伴い今回調整方針を変更するものでございませぬ。なお、所得割及び納期については前回の協議のとおり変更はございませぬ。以上です。ご協議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま説明がございましたが、早速協議に入りたいと思ひます。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

ちょっと分からないので、説明をもう1回お願いしたいんですが、ただいまの部会長の説明では、特例法の適用によって、2年ですかね、いずれにしても2、3年ですな、その2千円、不均一課税をできるということでこの前回の提案はですなそれがなされたわけですけれども、今回の提案は地方税法の改正により均等割の標準額が変更されたということなんですけれども、これとその、私よく勉強してないんで、お尋ねするんですが、その特例法のその規定とはどういうふうに関連するんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

その整合性をご指摘かと思ひますが、先ほど説明しましたいわゆるその前回の協議内容では、国分市が均等割が**2,500**円で、あと6町につきましては2千円でございませぬ。それを実質3か年間と申しましたが、ご案内のとおり、住民税の賦課期日は1月1日でございませぬして、結局**17**年の2月が合併時でありませぬしても、1月1日は当然もう**17**年度課税分になるわけがございませぬして、特例法では**18**年度、**19**年度を不均一にするという合意を得た上での協議内容でございませぬして、だから、結

局実質3か年間の不均一課税でいくという前回は協議内容だったわけでございます。今回、もう既にもう切符発送もなされたと思いますが、平成16年度の税制改正によりまして標準税率の3千円が、いわゆる人口割とか、そういう規模によって今まで2,500円、2千円であったものが、均一3千円になったわけでございます。言うまでもございません。だから、そういう変更でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

それでは、確認しますが、その合併特例法の規定は今回はもう適用できないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

そのとおりでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

合併になったから均一千円上がったんじゃないじゃなくて、これは税制が変わったから3千円になったということでしょう、この意味は。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

結局税制改正によりまして標準税率が3千円になった。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

そうでしょう。合併になったから3千円になったんじゃないんでしょう。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

全然それではございません。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

はっきりそれを言ってくださいよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ほかにないようであれば、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては法改正に伴います内容の変更でございます。提案のとおり承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第19号-2、地方税の取扱いについて（協定項目10）は提案のとおり承認をされました。次に、同じく再協議の提案であります、議事の(8)、協議第5号-2、合併の期日について（協定項目2）を議題といたします。本件につきましては昨年7月24日開催の第5回協議会において承認をいただいているところでございますが、合併の期日を平成17年2月

を目標とし、日にちについては別途定めるとしておりましたので、本日その期日につきまして提案するものでございます。本件につきましても本日本協議をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。事務局、事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

資料は別冊6でございます。協議第5号-2、合併の期日について（協定項目2）の提案説明をいたします。この合併の期日につきましては、先ほど議長からもございましたけれども、合併の協議の作業スケジュール、合併までの法手続き等を勘案して、1ページに記載しておりますとおり、昨年7月24日開催されました第5回の協議会で合併の期日は平成17年2月を目標とし、当協議会の協議の進捗や合併に向けた体制整備の状況及び国の制度、手続きの改正の状況などを見ながら、日にちも含め別途定めるものとするということで承認をいただいた経緯がございます。よって、今回はこれを基に日付を調整いたしました。表紙にありますとおり、合併の期日は平成17年（西暦2005年）2月14日とするという調整方針を提案するものでございます。この日にちの調整につきましては、2ページに留意事項として記載しておりますけれども、法手続き等の期間を踏まえた上で、まず、住民生活への影響など住民サービスや各種事務の執行上できる限り支障の少ない期日を想定する。そして合併に予定されている事務事業又は公的行事との関係などについても十分考慮して判断する。また、円滑な行政サービスを行うための電算システムの移行稼働、職員の配置替え、移転等の準備作業を考慮し、合併期日は休日の翌日であることが望ましい。これらを考慮して判断いたしました。この中で特に電算システム移行稼働につきましては、合併時の住民サービスの低下を招かないためにも限られた短い期間内で確実にシステム統合を行う必要がございます。当協議会の委託業者にも確認をいたしましたけれども、システム統合の最終作業の内容を考慮すると連続する3日の期間が閉庁時に設けられることが最も望ましいということになりました。よって、この条件を満たすのは、平成17年2月につきましては、3連休の翌日となります2月の14日という結論に達しました。また、5月19日に合併関連の三法が参議院で可決、成立いたしました。その中に平成17年3月までに合併申請を知事にした市町村については、合併期日を1年間延長し、現行の合併特例法の適用を認めるという延長措置が盛り込まれております。この合併特例法に合併算定替えという財政支援措置がございます。これは合併年度及びこれに続く10か年は合併した場合の普通交付税を全額保障するというものですが、この措置で平成17年3月までに合併するよりも、平成17年4月に合併した方が、新市とか、町においては交付税で1年分多くもらえることから、財政的に有利になるのではないかと協議している薩摩東部地区合併協議会等のことが新聞に掲載されました。また、



先般開催されました幹事会におきましてこのことに関して事務局ではどのような協議をなされたのかという質問もございました。この件は事務局でも国・県の情報等も確認をしながら協議いたしました。現段階においては確定された情報の少ない中での協議となりました。確かに合併期日が4月になれば普通交付税の保障期間が実質1年延びることは事実でございます。現時点において当協議会分を試算しますと、この1年延びることによる普通交付税の差額は**31億4千万円**が見込まれます。ただし、この額は、あくまでも先の見えない国の財政、特に普通交付税が**10**年後も現在の試算どおり交付されるという条件に基づいて算出したものでございます。一方、**17**年3月までに合併すれば特別交付税、そして国・県の補助金等を当協議会におきましては合計で**28億5千万**確実に受け取ることができます。これらは合併特例法に規定されていない財政支援措置でございます。この財政支援措置が現段階においては合併を1年延長した所に従来どおり支給されるのかどうか判明いたしておりません。また、先般3月**29**日県庁で行われました総務省の自治行政局の室長を招いての合併特例法改正に関する説明会の中で「合併を延期して、延長して得をするということはない。」という発言もございました。これらのことから事務局といたしましては、不透明な部分まで見込んで合併の時期を**17**年度に設定するよりも、現在確実に財政支援が約束されている部分を確保した方が賢明であると判断して、合併の期日は前回承認をいただきました平成**17**年2月中の合併で2月**14**日の提案ということになりました。なお、先ほど薩摩東部地区の合併協議会の新聞の話をしていただきましたが、ここの協議会におきまして、昨日でありましたけれども、協議の結果、やはり当初のとおり**16**年度内に合併するということが決定したと聞いております。3ページにつきましては合併協議会設置から合併までの手続きの流れ、そして4ページは合併関係市町村が廃置分合の議決をした後の法的な手続きの流れでございます。これらは昨年7月に提出いたしました書類と同じでありますので、お目通しをお願いしたいと思います。また、5ページは県内の他の合併協議会における合併の期日、6ページは関係法令でございます。ご覧いただきたいと思います。以上、協議第5号-2、合併の期日についての提案説明でございます。なお、この合併の期日の提案につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、昨年7月に続き2度目の協議でありますので、議長からもございましたけれども、本日は本協議をしていただければと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、今、ただいま事務局の方から法を踏まえての説明もございましたが、協議に入りたいと思います。本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、特にないようでございます。委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第5号-2、合併の期日（協定項目2）は提案のとおり承認をされました。続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といたします。次回の協議事項でございますので、本日は事前提案という形で調整内容及び参考資料等について説明をさせていただき、協議につきましては次回でお願いすることになりますので、よろしくお願いたします。会議次第5の(1)、協議第66号、使用料、手数料の取扱いについて協議をいたします。事務局の説明をお願いします。はい。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

それでは、協議第66号、別冊資料2でございます。使用料、手数料等の取扱いについて提案の説明をいたします。使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目16）、使用料、手数料の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、合併までに調整する。2、手数料については、負担の公平性の原則を基本にサービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに調整するという提案でございます。お手元の資料の1ページから2ページまでは各市町の使用料の現況、3ページから5ページには手数料の現況を記載いたしております。6ページには使用料、手数料の取扱いの先進地事例、7ページには関係法令を記載いたしております。資料につきましては後ほどご説明をいたします。使用料、手数料の取扱いにつきましては、各分科会及び各専門部会におきまして現在まで協議、調整が行われてきているところであります。その協議、調整の結果としましては、ほとんどが現行のとおりか、合併までに調整するというのが現在までの状況であります。そこで財政部会並びに財政分科会におきましては、各分会等で協議、調整なされた結果を基に全体的な調整方針を協議し、提案のとおり調整したところであります。使用料、手数料の料金設定における基本的な考え方は、様々な行政サービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、特定人の利益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものであり、サービスを利用する方と利用しない方の均衡を考慮しながら、行政の必要性を明確にし、公平の、負担の公平性を確保することにあります。使用料につきましては、地方自治法第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産等の使用又は公の施設の利用につき、使用料を徴収することができるとなっております。現在各市町で徴収いたしております公の施設等の使用料につきまして各々の施設の維持管理や施設の建設費などを基礎にして

料金を設定していることから、新市において統一することは厳しい状況にあります。使用料の調整方針としまして料金は現行のとおりするが、同一又は類似する施設の使用料につきましては可能な限り合併までに調整するということでもあります。なお、既に合併協議会での社会教育事業での取扱いで協定項目**25-22**の中で社会教育関連施設と社会体育施設の使用料につきましては、合併までに調整するという協議結果をいただいております。手数料につきましては、地方自治法第**227**条の規定により「地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつきまして手数料を徴収することができる。」となっております。手数料は特定の者に提供する役務に対して徴収するものであり、現在各市町で全く同様のサービスを提供いたしておりますが、市町間において多少の料金の格差があります。そこで手数料につきましては、負担の公平性の原則を基本にサービス低下を招かないよう適正な負担を決定をいたし、合併までに調整し、新市全域の統一を図っていくということでもあります。それでは、資料の説明をいたします。1ページから2ページは構成市町の使用料の現況を記載しております。総務、福祉、民生、衛生、労働、農林水産、商工水産、土木建築、教育にわたり各市町の施設等の使用料につきまして記載してあります。同一又は利用目的等が類似施設使用料につきましては可能な限り合併までに調整するということでもあります。3ページから5ページにつきましては手数料の現況を記載いたしております。総務の財産に関する証明等は、1町以外はほとんど市町が財産収入での受け入れであり、税務につきましてはすべての市町で同一の金額となっております。戸籍、住民登録、衛生、農林、土木建築、都市計画につきましては、料金等の差異はあるものの、ほぼ統一された取扱いの内容で、教育は国分中央高校に関わる手数料が主なものでございます。6ページには先進事例と7ページに関連法令を記載いたしましたので、お目通しをお願いいたします。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく審議方お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま財政専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

1ページと2ページにそれぞれ施設の使用料が示してあるわけですが、前、財産関係の所でこれらの施設の設置状況は1回示されたと思いますけれども、この中で徴収されていない状況が把握できませんけれども、その辺を示していただけたらと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、木場委員からご質問がございましたけれども、施設、個別の部分についての使用料については後ろの部分でちょっと補足ができないのかな。今おっしゃったよ

うに、この施設そのものの部分ですか。はい、どうぞ、部会長。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

申し訳ございません。ただいまの質疑につきましてちょっと聞こえにくい所がございましたので、再度お願いをいたしたいと思います。お願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしく申し上げます。木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

使用料を徴収してある部分はここで○で示してあるわけですが、こういう施設があっても徴収していない部分分からないということです、同じ施設であっても。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

1 ページから 2 ページの各市町のそれぞれの使用料につきましての施設の取扱いでございます、○の付いている所は設置されている。○印のない所は設置がされていない、施設がもうないということによろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

施設のある所はつまり徴収がされていますよという形で表示してあるということですか。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

そのとおりです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

すいません。ちょっと分かんないんですが、隼人町は弓道場があるんですよ。それでその使用料の規定もつくっているんですが、○がしてないんですが、これはほかも形で取ってた、確か取ってたと思うんですよ、グラウンドの照明使用料、これも取ってるはずなんですが、どういうふうになっているか。ちょっと教えてください。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

ただいまのご質疑でございますが、2 ページの教育の所をご覧いただきたいと思っております。そこで体育施設ということがございます。この中で○印があるというふうに、徴収しているというふうに、一括されてまとめて書いて記載しております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい、今日資料の説明をいたしておりますので、はい。ほかにございませんでしょうか。はい、小久保委員。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

小久保です。頭のページの表現の問題なんですけども、主語、述語の質問をしたいと思うんですけども、「何々を調整する。」と、何を調整するのか私にはよく分かんないんですね。二つ目も「合併までに調整する。」、何をと。先進事例を見てもみますとですね、必ず「統一するものとする。」、「統一する方向に努力する。」、「どこどこの市に合わせる。」という表現が入っているんですよ。「公平性の原則を基本に調整する。」、これではよく分かんないんです。やっぱり「統一する方向で」という言葉を一言入れていただいて方向性を明確にすべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今関連して、はい、どうぞ、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

それと同時にですね、合併するのに「新市に引き継ぐ。」という言葉があるんですけども、たまにはですね無料にするというのも中に入れたらどうですか。もう取ることばかり、税金も上がりますし、使用料はそのまま据え置きだということじゃあ、何か市民の人たちは何のためにその合併したかというような疑問も出るようですからね、一方じゃあその無料使用ということも頭に中に入れて、新市に引き継ぐじゃなくて、無料使用もちよっとは考えるというようなところをですねやっぱり入れた方がいいんじゃないですか。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

まず、調整部門につきましては、先進事例に倣います統一の方向でという事柄を十分認識した上での部会の方の取りまとめで「調整」という表現をさせていただきました。また、料金等につきましては原則サービスを低下させないという事柄を基本にして協議をした経緯がございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

小久保です。やはりですね曖昧な表現は市民あるいは町民の皆さんに誤解を招くと思うんですよ。逃げるんじゃなくて、「統一」という言葉を明確にしてですね、先進事例にあるように、皆さん揃えますよという意思表示をしっかりと、その中で調整していくんだということを要望したいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

原則統一ということで、基本的にはもう統一を私ども目標に掲げておりましたの表現がこういう形でございます。是非その統一に向けて分会等で協議を重ねてまいります。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

答弁ではそれでいいんですけども、この言葉自体が市民や町民に発表されるわけですから、やっぱり明確性を持った言葉で言わないと、逃げているというふうにと

られるんですよ。その部分を分かっていたきたい。したがって、その分かったんなら、そういうふうに変えますというふうに明言することが事務局としての私は決断だと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、事務局の方、部会、部会の方ですね提案をされました。今、趣旨の部分を含めて、はい。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

1番目の使用料につきましては、はっきり申し上げまして統一することが非常にこう厳しいかなあと考えております。ただ2点目の手数料につきましては、ほとんどが同じ形態でのサービス提供でございますので、統一はできるというふうに考えております。私どもは統一ということは、もう調整イコールそれも統一というふうに考えておりますけれども、ご指摘がございましたら、またいただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

2番目の手数料につきましては、負担の公平性を原則を基本にサービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに統一の方向で調整を図っていくということで訂正をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今日は、今日はいいわけです。今、議案について今日は議論はしませんが、今お話がありましたので、その趣旨を踏まえて、次回そういう形であれば提案をしていただきたいということで処理をしたいと思っておりますが、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございますので、協議第**66**号、使用料、手数料の取扱いについて（協定項目**16**）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(2)、協議第**67**号、自治会・行政連絡機構の取扱いについて（協定項目**24**）を議題といたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、資料の別冊3、協議第**67**号、自治会・行政連絡機構の取扱いについて（協定項目**24**）の提案説明をいたします。自治会・行政連絡機構の取扱いについて次のとおり協議を求めるとしまして、1点目が、自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い、調整する。2点目が、自治会などの組織は、現行のとおりとする。なお、規模、区域を含め見直しをする場合は、原則として地域の自主性に委ねる。3点目が、自治会と行政との連絡調整を行う委託事務は、現行

のとおり新市に引き継ぎ、方式は業務委託とする。ただし、委託内容及び委託料については随時調整し、2年以内に統一するというものでございます。自治会や行政連絡機構の取扱いについては、各市町それぞれに自治組織の地区割や自治活動の進め方あるいは自治会の活動範囲等にもそれぞれに歴史や慣習があり、地域住民はそれに慣れ親しんで生活をしてきているところでございます。総務専門部会といたしましてはこれらのことを念頭に置きながら協議を進めてまいりました。まず1点目の自治会の名称などの取扱いについてであります。資料の1ページと2ページをお開きください。中段に公民会、公民館会計図の現況をお示ししております。これを見てみますと、1段目の公民館組織そのものがない地域、横川町でございます。2段目の国分市で言えば公民会の名称が、他の町では自治会であったり、自治公民館であったりしております。このように地区公民館や公民会のような自治組織の名称は住民が長い間慣れ親しんだものであり、行政による一方的な決定はできないということ。また、資料の5ページをお開きください。ここにお示ししておりますように、自治会の名称が同じであったり、類似するものも相当数ございます。これらについても行政側で一方的に変更することは住民の理解が得られないとの判断から、今後合併までに自治会の代表者とも協議をしながら調整していくといたしました。また、6ページから11ページには各市町の具体的な自治会の名称を列記しておりますので、お目通しをお願いいたします。次に、2点目の自治会などの組織についてであります。現在は市や町の境界地域では自治体の違いから別々の自治会を組織しておりますが、合併した場合、それらが一緒になった方が都合がよいとか、あるいは自治会が大き過ぎるから分離をといたような自治会の分離あるいは再編等も出てくることも考えられます。このような場合は当然行政も一緒に考えあるいは相談に応じてまいりますが、基本的には自主的な組織に行政が積極的に関与すべきではないとの認識から、原則としてその地域の自主性に委ねようということにいたしました。次に、3点目の自治会と行政との連絡調整を行う委託事務についてであります。資料の3ページと4ページをお開きください。ここを見ていただきますと分かりますように、各市町とも市報や町報あるいは文書等の配布の業務を事務の委託という方式でお願いし、委託料あるいは報酬を支払っております。新市になった場合には業務委託として委託料で処理していくということでございますが、ただ現在の委託料の算定については各市町それぞれ違っており、その資料にありますように、その額には大きな差がございます。算定方法を合併までに統一することは望ましいことではあります。委託料を自治会の運営費に充てている所もあつたりして現在の自治会運営に大きな混乱を招く恐れもあることから早急な統一は困難との判断をしたところでございます。しかしながら、統一した方法でないと不公平感が当然に残りますので、合併後は文書配布の委託業務等も統一されていくことから、

調整できるものから随時調整し、2年以内には統一するといったしました。また、12ページには先進地の事例を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で自治会・行政連絡機構の取扱いについての事前提案の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等ございましたでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

21回の協議会、今年の4月あったと思いますが、この時の協議の中で旧市町村ごとに拠点自治公民館、括弧をして旧中央公民館等、などを置くという協定を行ったと思います。したがって、この2ページ、1ページから2ページそれぞれ図示されておりますが、それぞれの地区公民館あるいは自治公民館、校区公民館、そういったものとの拠点公民館との関連があるのかどうか。いわゆるこの前は社会教育法に基づく公民館だということで協定したと思いますが、慣れ親しんだ名称だからということでやはりここでの言う自治公民館なり、あるいは地区公民館はそういった理解でなされたのか。その辺の調整なり、考え方というものはどうなったのか。お尋ねいたしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長いい、はい。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

はい、すいません。今回のこの提案につきましてあくまでも自治のための組織ということでございます。先ほどの質問のあったことについては次の協議の方で説明ができると思います。はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

拠点公民館というのと自治公民館というこの整理の方じゃないかと思うんだけどね。今言われるのは、自治公民館は今ここでは指しているわけでしょう。さっき延時さんが言われたのは、委員が言われたのは、拠点となる公民館というのは、あれは生涯学習を含めたそことの差だろうと思うんです。ちょっともう1回ご説明をいただきたい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

社会教育法の第5章、公民館という法律がございますよね。その中で「公民館は、市町村が設置する。」とうたってあります。このほかに公民館設置を目的として民法第34条の規定を受けて許可された法人、これは公民館を設置することができると思うんです。それでここで、今まで慣れ親しんだ言葉ですけれども、自治公民館なり、校区公民館なり、そういったものがいわゆる社会教育法に言う拠点公民館の



下にぶら下がっているのかどうかということをお尋ねをしているわけです。社会教育法との関係なんですよ。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。今先ほど言いましたように、今回のこの協議につきましてはあくまでも自治のための組織ということでございまして、この「公民館」という言葉を使っていますので、誤解があると思うんですが、例えば、これを次のこの協議の中で公民館を自治会にするのか、そういうこともあります。社会教育法上のその公民館とはまた別の意味での名前でございますので、この「公民館」という名前が非常にこう誤解を受けるところがあると思っていますので、これらも、いわゆる今で言う公民館を自治会とするのか、そこら辺も含めて次の段でお願いをしたいと思っています。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今のことをもう少し確認させていただきたいと思いますが、公民館というのは市町村でなくては設置できない。あるいは民法**34**条によって公民館活動をするんですよということで許可を受けた法人、これしか公民館ということは設置できんわけですね。それで社会教育法でこの前協定した拠点公民館とここで言う公民館、その次に出てきます自治会、関連があると思うんですよ、コミュニティとも、あると思いますが、言葉のようですが、その辺をどう協議、社会教育の関係と協議をされたかということをお尋ねをしたわけでございますけれども、今のご答弁によってやはりその辺をまた協議ですか、して、その次に答弁しますということであった、ありましたよね。であれば。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長よろしゅうございますか。次回の時にですねそこを区分けを説明して、今使っている公民館がやっぱり学校教育法上のやつと社会教育法上のやつと少し使い分けが、今みんなダブってスッところ使っているんだけど、その辺はやっぱり整理して、そして名称についても議論せんないかなだろうということもあると思います。したがって、拠点の、社会教育法上の公民館の部分についての位置付けとこのぶら下がりとはこうこうですということもまた併せて次回の時に説明をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」と言う声あり）、委員よろしゅうございますか。（「はい」と言う声あり）、はい、ほかにございませんでしょうか。はい、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

本町、福山町にとってはですね現在**10**地区公民館、それから**35**の自治公民館それぞれあるわけですが、この公民館体制の活動として町内全体集まったの連絡協議会等が実施されているところでございます。地区公民館連絡協議会、それから自治

公民館連絡協議会等行われて各連絡とり合っているような調整活動、研修活動等を行われているところでありますが、ほかの町にとってはそのあたり等はどんなものであるか。それと合併後にとってこのような協議会等はどうなっていくものか。そのあたりをお尋ねします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、部会の方でよろしくをお願いします。

○始良中央地区合併協議会総務分科会長（新町 貴）

総務分科会長の新町と申します。よろしくをお願いします。ただいまの質疑ですが、今現在、第、ここの1ページ、2ページの所を見ていただきまして、1ページの所で、先ほど部会長が説明しましたように、横川町の方で第1階層、地区公民館、自治公民館、こういう組織の所がございません。それで横川町につきましては今言われた連絡協議会の組織はないということだそうです。それから、ほかの地区につきましてはそれぞれありますけれども、中には社会教育法上のそのような連絡協議会であったり、自治会としての協議会としての集まりであったりというようなことです。次のコミュニティ組織の所で全体のイメージとして示しておるんですけども、新市におきましてはその第1階層、第2階層というようなものを横並びにいたしまして、それぞれの、今旧1市6町それぞれの所に公民、仮称でございませうけれども、地区公民館連絡協議会を設置いたしまして、そのまた上に統一した霧島市のその連絡協議会というものをつくったらということで今協議をしているところでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、池田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

3ページと4ページの表現の所をちょっとご質問をいたしますが、3ページの下の方の自治公民館長の報酬の所ではありますが、「年額」という表現と「均等割」という表現があるんですが、これは分からんではないんですが、どうしてこういうふうに差別をされたのか。何か理由があるのでしょうか。それを伺います。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。これは現在の各市町のこの、例えば、公民館長さんに対する報酬なりの出し方でございます。これが各市町で非常に差があるということで、これも2年以内に、先ほど言いましたように、統一していきましようという趣旨でございませう。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

意味はこの均等割にしても年額で、ただ戸数割というのがあって戸数は戸数掛ける1,600、そういうことで年額でなかなか表し切れないということじゃないのかな。

そこをもうちょっと補足説明して。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

説明します。年額というのはもう年間これだけですよと、戸数がどうであろうがですね。あと「均等割」、「戸数割」という言葉がございますけれども、均等割についてはどの自治会においても5万円は保障しますと。あとはその戸数によって差を付けていきますというような考え方でやっていらっしゃると考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

私の牧園町が段トツなもんですから、ちょっとほかと違うなという印象を受けてご質問をしたわけで、これはそれぞれのまちのやり方が多少違うのかなとは思いますが、余りにもうちがいい給料を払っていらっしゃるもんですから。これで実情だからしょうがないという考え方なんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長さん説明、恐らく中身が全部違ったりしてこういうふうになっているんで、これをまた検討するということがないかと思いますが、その辺をちょっと説明してください。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

説明いたします。分科会なり、専門部会でも、先ほど私の方からこういう委託料については相当の差があるということを申しましたとおり、特に牧園町においては相当の額が支払われているということでございます。これらについても、その仕事の内容とか、委託の内容についても若干差はあるのかなと思ったりはしていますけれども、ただこのままでいきますと、当然新しい市になっていってまず委託をする内容もまた同じに統一されてまいりますので、これらについてもなるべく早い時期に統一しましょうということでの提案でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

表現をこの、いや、私が伺ったのはですね、年額と均等割というのは違うのかと聞いているんであって、同じであれば年額なら年額、均等割なら均等割で全部統一された方がいいのではないかと思ったんだけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。各市町の報酬及び委託料等の算定基礎の欄はですね平成15年度の実績を記載いたしております。均等割あるいはこの戸数割等についてはすべて年額で出しております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ほかにございませんでしょうか。はい、黒木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

じゃあ1点だけお尋ねいたしますけれども、1市6町の中で、先ほど説明がありましたように、横川町だけが自治公民館方式を一応採用していないということで、この問題についても恐らく分科会等でいろいろこう話は出ただろうと思っておりません。やはり地区、自治公民館組織を一応運営されていらっしゃる所の一応状況等から見ますと行政運営につきましても非常にこうやりやすい点があるんじゃないかと思っているわけですが、やはり横川の場合は、ほかの所の自治会、自治公民館というような形が集落で機能を果たしているということになるわけですが、今後の問題としてですねどのような一応話し合いがなされたのか。そこらあたりの横川町の取扱いについてなされたのかどうかお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。横川町についてはこの第1階層はないということでございますけれども、例えば、何か地域の運動会等ではそれらしき地域でやっていますよ。ただ組織としてはありませんというようなことでしたので、分科会あるいはその専門部会でも横川町の方からはこれから、ほかの市あるいは町に倣ってそういう組織をこれから立ち上げていきたいというような話は出ております。はい。（「はい、了解しました。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

それでは、質問等がないようでございますので、協議第67号、自治会・行政連絡機構の取扱いについて（協定項目24）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(3)、協議第68号、コミュニティ施策の取扱いについて（協定項目25-21）を議題といたします。本件は総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、資料の別冊4、協議第68号、コミュニティ施策の取扱いについて（協定項目25-21）についての提案説明をいたします。コミュニティ施策の取扱いについて次のとおり協議を求めるとしまして、1点目が、新市の旧区域ごとのコミュニティ組織体系図は、次ページのとおりとする。2点目が、地区公民館（公民会も含まれます。）、自治公民館、集落運営補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において2年以内の制度の統一化に向け検討を行う。なお、運営補助金とは別に合併までに地域の活性化を図る地区活性化補助制度（これは仮称でございます。）を創設する。3点目が、各種施設整備補助制度は、国分市の例を参考に合併までに統一した制度を構築する。4点目が、コミュニティ組織を活用したまちづく

り事業は、新市に引き継ぎ、国分市及び霧島町の例を参考に合併までに統一した制度を構築するというものでございます。具体的な説明をいたします。1ページをお開きください。コミュニティ組織体系のイメージ図をお示しいたしております。なお、公民会、自治会の呼称についてはあくまでも仮称としてお示ししております。コミュニティ組織体系図については、先ほどの自治会・行政連絡機構の取扱いについての1ページと2ページにありましたように、各市町の公民館や公民会の体系は、公民館のような第1階層や公民会のような第2階層がない所、あるいは同じ活動をしている組織でも「公民会」や「自治会」のように名称が違うなど各市町それぞれ違っております。新市となった場合、行政と地域自治組織の間には統一された組織体系が必要であるとのことから、今後この第1階層の呼び名を公民館とするのか、公民会とするのか。あるいは第2階層の呼び名を公民会とするのか、自治会とするのかなども含め自治団体等関係団体とも協議をしながら、お示ししているような統一した組織体系に決定をしていきたいと考えております。次に、2点目の地区公民館、自治公民館、集落等の運営補助金についてであります。資料の2ページから3ページを見ていただくと分かりますように、交付対象や算定方法の違い、交付目的も地区の自治活動に対するものであったり、社会教育の推進であったりしております。コミュニティ活動推進のために行政からの運営や活動に対する補助金の果たす役割や効果は必要かつ大きいものであり、今後は不公平感のない統一された補助制度で継続していくべきであります。今までも説明してきましたような状況では、合併時に即統一では混乱を招く恐れがあると判断し、当面はこれまでの各市町の制度を引き継ぎ、先に協議いたしました自治会長への委託料と併せ新市において2年以内の統一に向け検討会を立ち上げるなどして検討を行うといたしました。また、先の協議会で17年度からの納税奨励金の廃止が承認された際に「奨励金は自治会の運営に大きな役割を果たしている。」とのご意見が出されたところでありますが、このようなことを念頭に協議を重ねた結果、単に奨励金に代わる補助制度ではなく、今後の地域の活性化につながる活動を行う自治会等に対して新たな補助制度、（仮称）地区活性化補助制度を合併までに創設することとし、今後、10ページにお示ししておりますが、このような具体例を素案として公民館あるいは関係機関とも調整しながら制度創設を図ってまいりたいと考えております。次に、3点目の各種施設整備補助制度についてでございます。4ページから5ページに各市町の施設整備の補助制度をお示ししておりますが、その中でも国分の制度が補助率、補助額、補助内容とも充実していることから、国分市の例を参考に合併までに統一した制度を構築するといいたしました。次に、4点目のコミュニティ組織を活用したまちづくり事業については、6ページに各市町のまちづくり支援事業の例をお示ししておりますが、この事業については国分市と霧島町のみが地域まちづくり支援事業あるいは

地域振興計画策定支援事業によって住民自らのまちづくりの支援を行っております。このまちづくり事業については新市のまちづくり事業でも主要事業と位置付けられていることから、事業を新市に引き継ぎ、国分市及び霧島町の例を参考に合併までに統一した制度を構築することといたしました。なお、7ページには先進事例、8ページには地区公民館、自治会と行政との関連図、また、9ページには地区公民会、自治会などのコミュニティ組織と行政との協働に対する考え方やコミュニティ組織体系の在り方等についてまとめておりますので、お目通しをお願いいたします。以上でコミュニティ施策の取扱いについての提案説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会から提案説明がございましたが、何か質問等ございませんでしょうか。はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

この1ページのイメージ図ですが、このような形にですね、一応名称としてはその後で相談があるということですが、一応こういったことでゆくと。そうした場合ですね、先ほどの別冊3の「自治会の名称などの取扱いは、合併までに協議をして調整する。」とあるんですが、私ども公民館はですねあるいは公民会は来年の2月の後から3月にかけて総会があるわけですし、そこでそのやはり名称変更をしてスタートしなくちゃならないという一つのその仕事があるわけですね。それでその館長なり、会長だけが名称を変えてしまってもいけないので、総会で決めんといけませんから、規約改正まで、定款変更までしましてね。だから、合併までが、1月の14日でしたかね、2月やったけ、2月14日、2月14日ですから、その前にできるだけ、それが決まりましてね、ここに、その時にこれは発効するんでしょうけれども、できるだけ早く調整をいただいて、そして各公民館（会）にですね指導をいただきたいと思いますが、そうしないと、準備があるわけです。よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。この件が承認されましたら、早急行動に移りたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

先ほど別冊3で説明がされました。これとやはりこの今日組織体系のイメージ、これとやはり整合性を持つということの調整も検討もされた方がいいんじゃないですかね。一方では自治公民館長、一方では自治会長ということになってくる場合も

ありますよね。どうですかね。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

はい、すいません。この自治組織については公民館を使ったり、公民会を使ったりしておりますので、統一したものでやっていきたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、ご趣旨がありましたのは、先ほどの社会教育分野の部分の名称、それからこの辺やっぱり少し整理しながらということのご指摘だろうと思いますが、そういったことも含めてということでもよろしゅうございますか。ほかにございせんか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようでございますので、協議第**68**号、コミュニティ施策の取扱いについて（協定項目**25-21**）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(4)、協議第**69**号、その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑧**）を議題といたします。本件は公営企業等専門部会の所掌事務となっておりますので、公営企業等専門部会の方から提案説明をお願いいたします。部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（石塚 義人）

それでは、別冊5でございます。協議第**69**号、その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑧**）、その他事業【温泉事業】の取扱いについて次のとおり協議を求めます。一つ、温泉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。2、温泉使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成**19**年度までに調整する。3、加入金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。4、手数料については、霧島町の例により合併までに調整するということでございます。それでは、まず、説明に入ります前に、この事業は1市6町のうち霧島町と牧園町の2町で行っている事業でございます。まず、霧島町と牧園町の温泉事業の沿革と概要を簡単にご説明申し上げます。霧島町は紀元前から天孫降臨の神話があり、昭和9年、我が国で最初の国立公園に指定され、観光的に有利な条件を持っております。その訪れる観光客の滞在型観光地を目指し、唯一の湯之野温泉源で製造した温泉を昭和**38**年に霧島神宮一帯を温泉郷とするために約6kmの送湯本管で引き湯をし、現在**22**軒のホテル、旅館、ペンション、民宿、病院、それに家庭、別荘地にも給湯しております。霧島町の温泉は昭和**35**年に湯之野地区の調査を行い、**147**mの深さで、湧出温度が**98**℃、1日湧出量**30**t、平成4年から平成8年度で総事業費**16**億円をかけて改良工事を行い現在に至っております。現在給湯戸数**332**戸は、これは営業を含みまして町の全体数の、全戸数の**13.9**%で、年間給湯量**27**万7千m<sup>3</sup>でございます。一方、牧園町は平成5年6月に麓町並みづくり整備事業がスタートをし、温泉給湯事業の参画について平成7年民間会社からの申し出があり、これを認め、平成9年4月から牧園中央団地温泉付宅地として**44**区画を分譲開始をし、平成**14**年

10月民間会社の温泉施設及び土地を牧園町が購入し現在に至っております。温泉の発掘深さは**810.1m**で、泉源の温度が**52.7℃**、泉源1箇所、貯湯槽1基、現在**29**を給湯し、年間給湯量は5千tとなっております。それでは、資料の1ページをお開きください。温泉事業につきましては、霧島町、牧園町の2町しかございません。事業内容も霧島町は特別会計、牧園町は一般会計と経営形態が異なりますが、温泉事業そのものは現行のとおり新市に引き継ぐということに調整いたしました。次に、2ページでございますが、使用料については、霧島町の家家庭用の月あたり8千円から、また、営業用は月あたり2万**4,750**円からと営業用に関しては定量制と計量制を併用し、また、家庭等に至っては湯槽面積を採用するなど詳細に区分されていること。それに対しては牧園町は月あたり家庭用、営業用とも**20m<sup>3</sup>**まで8千円、単身は1戸につき5千円と定額になっていることなど料金体系に相当の差異もございます。また、両町とも使用料の改定も検討しているとのことで、部会では、使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成**19**年度までに調整するというに至りました。次に、3ページをお開きください。加入金につきましても霧島町が湯槽の種別により詳細に区分されているのに対し、牧園町は定額であることなど既に現行の金額で徴収されていることから、今後この事業を利用される方々に不公平が生じる恐れがあることから、加入金については、現行のとおり新市に引き継ぐことで調整いたしました。4ページでございますが、手数料については、牧園町に規定がなく、霧島町を例に調整することといたしました。以上でございますが、5ページから8ページにかけて霧島町の温泉の概要と使用料、加入金、手数料等が記載してあります。また、9ページから**10**ページに牧園町の温泉の概要と使用料、加入金、手数料を記載してございます。**11**ページには先進地事例を記載しておりますので、お目通しいただければ幸いです。以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま公営企業等専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問等がないようでございますので、協議第**69**号、その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑧**）は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、この四つの案件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。次に、会議次第第6のその他でございますが、まず、委員の皆様から何かございませんでしょうか。事務局から何かございませんでしょうか。はい、事務局。



○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程をご連絡いたします。第**26**回合併協議会は、6月**10**日（木曜日）午後1時**30**分からこの多目的ホールで開催いたしますので、ご出席よろしくお願いたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにもないようでございます。本日も大変長時間にわたりまして熱心なご協議を賜り誠にありがとうございました。これで本日の議長の役目を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第**25**回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 4時37分」